

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111
-----------------------------------

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
民事訴訟仲裁管理センター	東京都千代田飯田 3 丁目-12-13 司ビル 4F	03-4588-4419

### 1 市民からの相談件数 (平成26年9月22日現在)

相談件数	相談受付時期
1件	平成26年9月上旬

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相談事例
50代男性	民事訴訟裁判通達書というハガキが送られてきた。 販売・回収業者から私に対する訴状が提出されている、連絡がない場合は裁判後差押え等の強制執行になる、という内容である。 身に覚えはないが、記載された電話番号に確認した方がいいのだろうか。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は011-728-2121**です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前9時から午後7時まで。

ただし、面接相談は午後4時30分までとなっています。

## 民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成 年 第 号

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。  
販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出  
されました。当センターまで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」  
となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から  
客類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ  
出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、  
動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、  
執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容  
(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した  
契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人より  
お願い致します。

当センターがあなたに対して訴訟を起こしているものではありません

---

(窓口) 03-4588-4419

受付時間 9:15 ~ 17:30 (土・日・祭日を除く)

民事訴訟仲裁管理センター

〒102-0072 東京都千代田区板田3丁目-12-13 可ビル4F